

参考1

奈良県公契約条例施行規則に係る対照表

奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号）

奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号）

（目的）

第一条 この条例は、公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 県が発注する建設工事の請負契約、県が業務を委託する契約及び県と地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいう。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 二 特定公契約 公契約のうち、第八条から第十七条までの規定の適用を受ける公契約として規則で定める種類及び金額のものをいう。

（特定公契約）

第三条 条例第二条第二号の規則で定める種類及び金額のものは、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額のものとする。

種 類	金 額
一 建設工事の請負契約	予定価格三億円以上
二 業務を委託する契約であつて、次の業務のいずれかを含む内容のもの（契約期間が六月を超えるものに限る。）	予定価格三千万円以上

- 三 受注者 県と公契約を締結した者をいう。
- 四 特定受注者 県と特定公契約を締結した者をいう。
- 五 下請負者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者
- 六 特定下請負者等 次に掲げる者をいう。

ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項に規定する警備業務をいい、同条第五項に規定する機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務

イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

三 公の施設の管理に関する協定であつて、前号ア及びイに掲げる業務のいずれかを含む内容のもの

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に関する募集に係る委託料の上限額三千万円以上

奈良県公契約条例

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、特定受注者その他の
県以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
の規定により、自己の雇用する労働者を特定受注者又はアに掲げる者のため
に特定公契約に係る業務に従事させる者
七 特定労働者 特定公契約に係る業務に従事する労働者のうち、最低賃金法（
昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する最低賃金の適用を受
ける労働者であつて規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を
支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行
動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、
適切かつ公正に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件
の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切
な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければなら
ない。

奈良県公契約条例施行規則

（特定労働者）

第四条 条例第二条第七号の規則で定めるものは、特定公契約の履行の場所におい
て当該特定公契約に係る業務に直接従事する労働者（管理若しくは監督に係る業
務又は専門知識を要する業務に従事する労働者を除く。）のうち、次の各号に掲
げる特定公契約の種類に応じ、当該各号に掲げるものをいう。

- 一 前条の表第一号に掲げる特定公契約 建設業法（昭和二十四年法律第百号）
第二条第五項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者
- 二 前条の表第二号及び第三号に掲げる特定公契約 前条の表第二号ア又はイに
掲げる業務に従事する労働者

(受注者及び下請負者等の責務)

第五条 受注者及び下請負者等は、第三条に定める基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

(基本方針)

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとする。

一 公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

二 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

ア 最低賃金法第四条第一項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第三条に規定する最低賃金額（同法第七条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者（同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による被保険者（同条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者について、同法第七条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届出を行うこと。

(社会的な価値の勘案)
 第七条 県は、公契約の性質又は目的に応じ、規則で定めるところにより、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札その他公契約の相手方の選定において、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案するものとする。

(社会的な価値の勘案)
 第五条 県は、条例第七条の規定により、次の表の上欄に掲げる公契約の性質又は目的に応じ、当該公契約の相手方の選定において、それぞれ同表の下欄に掲げる評価を行う。ただし、同表に掲げる評価を行うことが適当でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

公契約の性質又は目的	評価
一 建設工事の請負契約	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により知事が定める競争入札に参加する者に必要な資格に係る評価
二 第三条の表第二号に掲げる特定公契約	地方自治法施行令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札又は同令第六十七条の十二第四項に規定する総合評価指名競争入札において行う価格以外の条件の評価
三 第三条の表第三号に掲げる特定公契約	指定管理者の指定を受けようとするものに対する審査における評価

- 2 前項に規定する評価は、当該公契約の性質又は目的に応じ、次に掲げる事項に関する指標であつて、知事が必要と認めるものにより行うものとする。
- 一 適正な労働条件の確保、労働条件の改善その他の労働環境の整備
 - 二 雇用機会の拡充
 - 三 前二号に掲げるもののほか、社会的な価値の実現及び向上に資する取組

(特定公契約に係る措置)

第八条 県は、特定公契約の締結に際して、特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項を約した者をその相手方とすることとし、当該事項の遵守を確保するため、次条から第十七条までに定めるもののほか、特定受注者及び特定下請負者等に対し、公契約の相手方の選定において必要な措置を講ずるものとする。

(特定公契約履行責任者)

第九条 特定受注者は、次条から第十五条までの事務を行わせるため、特定公契約履行責任者一人を選任しなければならない。

2 特定受注者は、前項の規定により特定公契約履行責任者を選任したときは、当該特定公契約履行責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(特定労働者への明示)

第十条 特定受注者は、締結した契約が特定公契約であることその他規則で定める事項を特定労働者に明らかにしなければならない。

(特定公契約であることの明示)

第六条 県は、公契約に係る公告その他の契約の申込みの誘引又は指定管理者の選定に関する募集を行う場合であつて、当該公契約が特定公契約であるときは、その旨を明らかにして行わなければならない。

(特定公契約履行責任者の選任)

第七条 条例第九条第二項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定公契約履行責任者の住所又は事務所の所在地及び連絡先
- 二 特定受注者と特定公契約履行責任者の関係

(特定労働者への明示事項)

第八条 条例第十条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定受注者及び特定下請負者等は、特定公契約に係る条例第六条第二号アからオまでに掲げる事項の遵守を約していること。
- 二 特定労働者は、特定受注者又は特定下請負者等が特定公契約に係る条例第六条第二号アからオまでに掲げる事項を遵守していないと考えるときは、県又は当該特定受注者若しくは当該特定下請負者等にその旨を申し出ることができること。

(特定下請負者等への明示等)

第十一条 特定受注者は、特定公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、当該業務が特定公契約に係るものであることを明らかにした上で、特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項を約した者を特定下請負者等としなければならない。

2 特定受注者は、特定下請負者等が前項の規定により約した事項を遵守していないと認めるときは、約した事項の遵守を図るため、当該特定下請負者等への指導その他必要な措置をとらなければならない。

3 前二項の規定は、特定下請負者等が特定公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合において準用する。

(賃金支払状況等の報告)

第十二条 特定受注者は、規則で定める時期に、特定労働者に支払った賃金の額、特定労働者に係る第六条第二号イからエまでに掲げる事項、特定公契約に係る事業について同号オに掲げる事項の遵守の状況その他規則で定める事項（以下「賃金支払状況等」という。）を知事に報告しなければならない。この場合において、「特定下請負者等の賃金支払状況等を報告しようとするときは、特定受注者は、当該特定下請負者等から賃金支払状況等を報告させ、その報告された結果（当該特定下請負者等から報告がない場合にあつては、その旨その他規則で定める事項）を知事に報告しなければならない。」

(賃金支払状況等の報告)

第九条 条例第十二条前段の規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる賃金支払状況等に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期とする。

報告する賃金支払状況等	報告の時期
一 特定公契約に係る業務の開始の日から三月を経過した日（以下「基準日」という。）の属する月における賃金支払状況等	基準日の属する月の翌月の初日から末日まで
二 基準日から六月を経過する日ごとに、当該日の属する月における賃金支払状況等。ただし、当該日が特定公契約に係る業務の終了の日より前である場合に限る。	基準日から六月を経過する日ごとに、当該日の属する月の翌月の初日から末日まで

(説明等の要求)

第十三条 知事は、前条の規定により報告された特定受注者又は特定下請負者等の賃金支払状況等に疑義が生じたときその他特定受注者又は特定下請負者等の賃金支払状況等を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者に対し、説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定により説明等を求められたときは、知事に説明等を行わなければならない。この場合において、知事への説明等のため特定下請負者等に説明等を求める必要があるときは、当該特定下請負者等から説明等を求め、知事に説明等を行わなければならない。

3 前項後段の場合において、特定受注者が特定下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、当該特定下請負者等から説明等がないときは、その旨その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 条例第十二条前段の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定受注者の氏名又は名称
- 二 特定下請負者等の賃金支払状況等を報告しようとするときは、当該特定下請負者等の氏名又は名称
- 三 特定労働者の氏名及び年齢
- 四 前三号に掲げるもののほか、賃金支払状況等を確認するため知事が必要と認める事項

3 条例第十三条後段の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定下請負者等に対し報告を求めた日及び方法
- 二 前号に掲げるもののほか、当該特定下請負者等に対し報告を求め、及び報告がない状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

(説明等の要求)

第十条 知事は、条例第十三条第一項の規定により特定受注者に対して説明等を求めるときは、次に掲げる事項を文書により特定受注者に通知する。

- 一 説明を求める内容又は提出を求める資料
- 二 説明等の期限及び提出先
- 三 特定下請負者等に係る説明等を求めるときは、当該特定下請負者等の氏名又は名称

2 条例第十三条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定下請負者等に対し説明等を求めた日及び方法
- 二 前号に掲げるもののほか、当該特定下請負者等に対し説明等を求め、及び説明等がない状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

(立入調査)

第十四条 知事は、特定受注者が前条第二項の規定による知事への説明等若しくは同条第三項の規定による知事への報告を行わないとき又は説明等若しくは報告のあった貸金支払状況等になお疑義があるときは、その職員に、特定受注者若しくは特定下請負者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な物件を調査させ、又は質問させることができる。

2 前項の規定により、特定下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、特定受注者は、当該職員に同行するとともに、当該特定下請負者等に対し、必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

3 第一項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定受注者又は特定下請負者等の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置報告)

第十五条 知事は、第十三条第二項の規定による説明等若しくは同条第三項の規定による報告又は前条第一項の規定による立入調査により、特定受注者又は特定下請負者等が、特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項を遵守していないと認めるときは、特定受注者に対し、その内容を通知する。

(立入調査)

第十一条 知事は、条例第十四条第一項の規定により立入調査をするときは、次に掲げる事項をあらかじめ文書により特定受注者に通知する。

- 一 立入調査をする日時
- 二 立入調査をする事業所又は作業場の名称及び所在地
- 三 調査する書類等の物件の内容
- 四 特定下請負者等の事業所又は作業場に立入調査を行うときは、当該特定下請負者等の氏名又は名称

2 知事は、条例第十四条第一項の規定により、特定下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項をあらかじめ文書により当該特定下請負者等に通知する。

3 条例第十四条第三項に規定する証明書は、立入調査員証(別記様式)によるものとする。

(措置報告)

第十二条 知事は、条例第十五条第一項の規定による通知を行うときは、次に掲げる事項を文書により特定受注者に通知する。

- 一 条例第六条第二号アからオまでに掲げる事項を遵守していないと認める特定受注者又は特定下請負者等の氏名又は名称
- 二 条例第六条第二号アからエまでに掲げる事項が遵守されていないと認める特定労働者の氏名
- 三 特定受注者又は特定下請負者等が条例第六条第二号アからオまでに掲げる事項を遵守すべきであった時期及び遵守していない状況
- 四 条例第十五条第二項又は第三項の規定による知事への報告の期限及び提出先

2 特定受注者は、前項の規定による通知が特定受注者に係るものであるときは、特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項の遵守のために必要な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその結果を知事に報告しなければならない。

3 特定受注者は、第一項の規定による通知が特定下請負者等に係るものであるときは、当該特定下請負者等から、特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項の遵守のために講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果（当該特定下請負者等から報告がない場合にあつては、その旨その他規則で定める事項）を知事に報告しなければならない。

(過料)

第十六条 特定受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の規定による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十四条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 三 前条第二項の規定による知事への報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定により講じた措置が特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項の遵守のために必要な措置であると認められないとき。
- 四 前条第三項の規定による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第十七条 知事は、前条の規定により過料に処したときは、過料に処した特定受注者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表するものとする。

2 条例第十五条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定下請負者等に対し報告を求めた日及び方法
- 二 前号に掲げるもののほか、当該特定下請負者等に対し報告を求め、及び報告がない状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

(公表)

第十三条 条例第十七条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 条例第十七条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 過料に処した旨及びその額
 - 二 過料に処した特定受注者の住所又は所在地
 - 三 過料に処した理由

奈良県公契約条例

奈良県公契約条例施行規則

(奈良県公契約審議会)

第十八条 知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議させるため、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(奈良県公契約執行適正化委員会)

第十九条 第十六条の規定に基づく過料の適否その他のこの条例に基づく公契約の適正な履行の確保のための措置について調査審議させるため、奈良県公契約執行適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引又は指定管理者の選定に関する募集に係る公契約については、なお従前の例による。

(その他)

第十四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別記様式（第十一条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第14条の規定により立入調査をする職員であることを証明します。		
年 月 日		奈良県知事 氏 名 印

（裏）

奈良県公契約条例（抜粋）
（立入調査）
第14条 知事は、特定受注者が前条第2項の規定による知事への説明等若しくは同条第3項の規定による知事への報告を行わないとき又は説明等若しくは報告のあった貸金支払状況等になお疑義があるときは、その職員に、特定受注者若しくは特定下請負者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な物件を調査させ、又は質問させることができる。
2 前項の規定により特定下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、特定受注者は、当該職員に同行するとともに、当該特定下請負者等に対し、必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。
3 第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定受注者又は特定下請負者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（過料）
第16条 特定受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料に処する。
（2）第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

注 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

奈良県公契約審議会規則 及び 奈良県公契約執行適正化委員会規則 対照表

奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号）

<p>(奈良県公契約審議会) 第十八条 知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議させるため、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(奈良県公契約執行適正化委員会) 第十九条 第十六条の規定に基づく過料の適否その他のこの条例に基づく公契約の適正な履行の確保のための措置について調査審議させるため、奈良県公契約執行適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>奈良県公契約審議会規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十四号）</p> <p>(趣旨) 第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定に基づき、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。 一 条例第二条第二項に規定する特定公契約の種類及び金額 二 奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号。以下この条において「施行規則」という。）第五条第一項に規定する評価 三 施行規則第五条第二項に規定する事項 四 前三号に掲げるもののほか、条例及び施行規則に関し重要な事項</p>	<p>奈良県公契約執行適正化委員会規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十五号）</p> <p>(趣旨) 第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十九条第二項の規定に基づき、奈良県公契約執行適正化委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。 一 条例第八条の規定による必要な措置を講ずることに関し必要な事項 二 条例第十六条の過料の適否に関し必要な事項</p>

奈良県公契約審議会規則

奈良県公契約執行適正化委員会規則

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに審議会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 前項の場合においては、会長は、議決に加わる権利を有しない。

(組織)

第三条 委員会は、委員三人以内で組織する。

2 委員は、中立かつ公正な立場にあつて、法律及び公契約に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに委員会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合においては、委員長は、議決に加わる権利を有しない。
6 委員会の会議は、公開しない。

奈良県公契約審議会規則

奈良県公契約執行適正化委員会規則

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、会計局総務課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に係る者の出席を求め、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、会計局総務課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年十月二十四日
奈良県規則第三十四号

奈良県公契約審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定に基づき、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- 一 条例第二条第二号に規定する特定公契約の種類及び金額
- 二 奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号。以下この条において「施行規則」という。）第五条第一項に規定する評価
- 三 施行規則第五条第二項に規定する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例及び施行規則に関し重要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議회를招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに審議会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、会長は、議決に加わる権利を有しない。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、会計局総務課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

奈良県公契約審議会運営要領

平成28年6月29日審議会決定

1 趣旨

奈良県公契約審議会規則（平成26年10月奈良県規則第34号）第9条の規定に基づき、奈良県公契約審議会の運営に関し次のとおり定める。

2 審議会の公開又は非公開

奈良県公契約審議会の会議は、原則として公開するものとする。

3 会議開催の周知

(1) 会議を公開するに当たっては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて、会議の開催の周知をする。

(2) 周知事項

- ア 会議の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

4 公開の方法

(1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県公契約審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県公契約審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

5 議事録

(1) 審議会においては、議事録を作成する。

(2) 議事録は、原則として公開とする。

(3) 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の日時及び場所
- イ 出席委員及び欠席委員の氏名
- ウ 議事内容
- エ その他

(4) 会長及び会長が会議において指名する委員2名は、議事録に署名する。

(5) 議事録は、複写したものを委員に配布する。

(6) 議事録を奈良県ホームページに掲載する。

(7) 議事録の様式については事務局に一任する。

6 運営要領の疑義

この運営要領に関し疑義が生じたときは、会長がこれを決める。ただし、異議があるときは、委員会の議決によるものとする。

奈良県公契約審議会傍聴要領

奈良県公契約審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。